

ひょうご男女いきいきプラン 2025

～女性に選ばれる活力ある兵庫を目指して～

〔第4次兵庫県男女共同参画計画（R3～7年度）〕

はじめに



男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる「男女共同参画社会」。その実現は、すべての県民の切なる願いです。

兵庫県では、平成13年に「ひょうご男女共同参画プラン21（第1次兵庫県男女共同参画計画）」を策定するとともに、平成14年には「男女共同参画社会づくり条例」を制定。女性の社会的地位の向上をはじめ、仕事と生活の両立、職場での意識改革や女性登用の促進などに、県民の皆様とともに積極的に取り組んできました。

このたび、働き方改革関連法や女性活躍推進法といった法整備の状況、共働き世帯の増加やコロナ禍による在宅勤務の普及など社会情勢の変化を踏まえ、第4次計画となる「ひょうご男女いきいきプラン2025」を策定しました。

男女共同参画のさらなる推進と、女性に選ばれる活力ある兵庫をめざし、私たちが掲げた重点目標は6つです。

1つは、「女性の活躍と兵庫への定着の推進」。すべての女性が能力や個性を十分に発揮できるよう、あらゆる分野への女性の参画を推進します。また、就職や起業等への支援を充実させ、転出超過が拡大している若い女性の本県への定着を図ります。

2つは、「男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し」。長時間労働を前提とした働き方を見直し、男性の家庭や地域活動への参画を促進することで、より豊かで自立した生活への転換を進めます。

3つは、「ワーク・ライフ・バランスの推進」。県内の企業等と協働しながら、仕事と生活を両立できる職場環境や、働きやすく働きがいのある環境づくりを推進します。

4つは、「互いに支え合う家庭と地域」。地域ぐるみで家庭を支える体制づくりを進めるとともに、男女共同参画の視点に立って、地域活動の活性化や防災対策に取り組みます。

5つは、「安心して生活できる環境の整備」。がん対策をはじめ、生涯にわたる健康対策を進め、DV・性暴力・虐待の根絶など生活のセーフティネットの整備や、多様な人々が安心して生活できる環境整備に取り組みます。

6つは、「次世代への継承」。若者の就労や社会参加などを支援するとともに、子どもたちの人権尊重、男女共同参画への理解促進を図ります。

コロナ禍は、私たちの価値観やライフスタイルを変革する大きな契機となっています。人や企業の地方回帰がうねりとなり、それを支える社会のデジタル化なども加速しています。そうした新たな潮流を踏まえながら、ポストコロナ時代を先導する活力にあふれた兵庫づくりに挑戦していかねばなりません。

未来を拓く原動力、それは地域でいきいきと暮らす人々の元気です。性別にとらわれることなく、男女がともに個性や能力を発揮できる環境を整備し、だれもが互いに支え合い、穏やかに安心して暮らすことのできる「すこやか兵庫」を実現していきましょう。

令和3年3月

兵庫県知事 井戸敏三

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

| | |
|-----------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画期間 | 2 |
| 4 目指す社会 | 3 |

第2章 ひょうご男女いきいきプラン2020の成果・課題と

策定後の5年間（H28～R2年度）における主な社会情勢の変化

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1 ひょうご男女いきいきプラン2020の主な成果と課題 | 6 |
| 2 策定後（H28～R2）の主な社会情勢の変化 | |
| (1) 男女共同参画をとりまく法整備 | 7 |
| (2) 生活様式や価値観の変化等 | 8 |
| (3) 兵庫県の状況 | 10 |

第3章 重点目標と推進項目

| | |
|------------------------------|----|
| 計画の主なポイント | 18 |
| 6つの重点目標と15の推進項目（一覧） | 19 |
| 重点目標 | |
| 1 女性の活躍と兵庫への定着の推進 | 20 |
| 2 男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し | 22 |
| 3 ワーク・ライフ・バランスの推進 | 24 |
| 4 互いに支え合う家庭と地域 | 26 |
| 5 安心して生活できる環境の整備 | 28 |
| 6 次世代への継承 | 30 |
| 数値目標一覧 | 32 |

参考

| | |
|------------------------|----|
| 第8期男女共同参画審議会委員名簿 | 34 |
| 用語解説 | 35 |

第 1 章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

兵庫県では、「男女共同参画社会基本法」施行（H11）を踏まえ、以下の計画と条例に基づき、男女が社会の対等な構成員として、いつでも、どこでも、いきいきと生活することができる社会の実現を目指して、さまざまな取組を推進してきました。

| 区分 | 名称 | 計画期間 |
|-----|-------------------------|------------|
| H13 | ひょうご男女共同参画プラン 21 | H13～H22 年度 |
| H14 | 男女共同参画社会づくり条例 | — |
| H18 | ひょうご男女共同参画プラン 21 後期実施計画 | H18～H22 年度 |
| H23 | 新ひょうご男女共同参画プラン 21 | H23～H27 年度 |
| H28 | ひょうご男女いきいきプラン 2020 | H28～R2 年度 |

令和2年度をもって、「ひょうご男女いきいきプラン 2020」（以下、「前プラン」という。）が終了することから、前プランの成果や課題を分析し、前プラン策定以降の社会情勢の変化等を踏まえつつ、県民の方々への意識調査や意見募集、男女共同参画審議会における審議等を実施し、第4次兵庫県男女共同参画計画である「ひょうご男女いきいきプラン 2025」（以下、「本プラン」という。）を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条に基づき都道府県が策定する「都道府県男女共同参画計画」
- (2) 前プランの後継計画
- (3) 兵庫県男女共同参画社会づくり条例第9条に基づく、県における男女共同参画社会づくりの基本的な指針
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条に基づき都道府県が策定する「都道府県推進計画」

3 計画期間 令和3～7年度（5年間）

4 目指す社会

男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる社会（＝男女共同参画社会）の実現を目指します。

(1) だれもがそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会

男女共同参画社会づくりに向けて、すべての人の人権が尊重され、性別による差別的な扱いを受けることなく、それぞれの意思や価値観に基づき、だれもがともに個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されるよう取り組みます。

一人ひとりが家庭や地域、職場における責任を担い、あらゆる分野の活動や意思決定の場に参画していけるよう、だれもが活躍できる機会を広げることが重要であり、そのことが社会の活性化につながるものと期待されます。

だれもが人生のどの時期、どの場面においても、自らの意思によって生き方・働き方を柔軟に選択し、いきいきと生活できる社会を目指します。

(2) だれもが互いに支え合える社会

阪神・淡路大震災を通して、私たちは家族のきずなを見つめ直し、人と人との助け合いの大切さと、人々の自発的かつ自律的な活動が、社会を支え発展させていく原動力となることを学びました。また、近年、頻発かつ激甚化している豪雨災害をはじめとする自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大からも、改めて人と人とのきずな、互いに助け合い支え合うことの大切さを認識したところです。

この貴重な経験と教訓を生かし、一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と責任を持って、自発的かつ自律的に男女共同参画社会づくりのための活動に参画し、人と人、家族や地域社会とのきずなを深め、互いに支え合って生きることのできる社会を目指します。

(3) だれもが健やかに安心して暮らせる社会

すべての人が個人として尊重され、あらゆる形態の暴力等の人権侵害を受けることなく、生涯を通じて健やかに過ごせることが、男女共同参画社会の実現には不可欠です。

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害者への暴力被害相談が年々増加し、深刻化している中、迅速かつきめ細かな支援と暴力の防止に向けた取組により、あらゆる暴力の根絶に努めます。

また、家族形態の多様化や小規模化が進行しており、孤立や貧困等生活上の困難に陥らないよう、社会全体で支えるセーフティネットを整備するとともに、高齢者や障害者、外国人、同和問題、性別に起因する困難な状況に置かれた人々、さらには新型コロナウイルスの感染者や医療従事者等を含め、だれもが安心して暮らせる社会を目指します。

第 2 章

ひょうご男女いきいきプラン 2020 の成果・課題と策定後の
5 年間 (H28～R2 年度) における主な社会情勢の変化

1 ひょうご男女いきいきプラン 2020 の主な成果と課題

「すべての女性の活躍」、「仕事と生活の両立支援」、「互いに支え合う家庭と地域」、「安心して生活できる環境の整備」、「次世代への継承」の5つの重点目標のもと、26項目の数値目標を設定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しました。

5カ年の計画期間の8割となる4年が経過した令和元年度末（一部、令和2年4月1日）時点で、80%以上を達成したのは16項目でした。

(1) 主な成果 — 達成済み又は達成が見込まれる数値目標 —

ア すべての女性の活躍

- ▶ 県における女性管理職の比率 R2.4：15%（R2.4目標：15%）
- ▶ 女性就業相談室の支援による就職者数（累計） R1：1,322人（R2目標：1,500人）
- ▶ 農村女性の起業件数（累計）（農業改良課調べ） R1：309件（R2目標：310件）

イ 仕事と生活の両立支援

- ▶ 仕事と生活の調和推進企業認定数（累計） R1：244社（R2目標：150社）

ウ 互いに支え合う家庭と地域

- ▶ 「ひょうご防災リーダー講座」修了者のうち女性修了者数（累計）
R1：653人（R2目標：490人）

エ 安心して生活できる環境の整備

- ▶ 住んでいる市町は、外国人にも住みやすくなっていると思う人の割合（県民意識調査）
R1：25.7%（R2目標：20%）

オ 次世代への継承

- ▶ 若者（25～39歳）の有業率（就業構造基本調査） H29：81.9%（R2目標：80%）

(2) 主な課題 — 達成困難である数値目標 —

ア すべての女性の活躍

- ▶ 民間等における女性管理職の比率（就業構造基本調査） H29：15.4%（R2目標：25.0%）
全国 18 位、平均 14.8%
→指導的地位に占める女性の割合は各分野で上昇しているものの、依然低水準で、意思決定過程への女性の参画は不十分
- ▶ 女性の就業率（国勢調査） H27：45.2%（R2目標：46.5%） 全国 45 位、平均 48.3%
→女性就業率が低く全国的にみても低水準

イ 仕事と生活の両立支援

- ▶ 子育て中の男性で家事・育児参加時間が2時間/日以上の方の割合（県民モニター調査）
R1：15.9%（R2目標：22.3%以上）
→男性の家事・育児への参加が低調
- ▶ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合（就業構造基本調査）
H29：8.8%（R2目標：6.5%） 全国 22 位、平均 9.5%
→長時間労働の割合が微減に留まっている

ウ 互いに支え合う家庭と地域

- ▶ 「地域活動」の場で「男女平等になっている」と考える人の割合（県民モニター調査）
R1：7.4%（R2目標：33.0%）
→地域活動における男女共同参画が低調

エ 安心して生活できる環境の整備

- ▶ 子宮頸がん検診の受診率（国民生活基礎調査） R1：39.1%（R2目標：50.0%）
全国 42 位、平均 43.7%
- ▶ 乳がん検診の受診率（ ） R1：42.2%（R2目標：50.0%）
全国 42 位、平均 47.4%
- 女性特有のがん検診の受診率が低い

オ 次世代への継承

- ▶ 出会い支援事業による成婚数 R1：135 件（R2目標：200 件）
→県内の婚姻件数（H30：24,582 件）と婚姻率（H30：4.5%）は減少が続き、
ピーク時（S46：51,705 件、11.1%）の半分以下の水準（人口動態統計）

2 策定後（H28～R2 年度）の主な社会情勢の変化

(1)男女共同参画をとりまく法整備

ア 女性活躍推進法の改正（R1.6～）

「女性活躍に関する情報公表の強化」（①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供、②職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備の各区分から 1 項目以上を選択し 2 項目以上を公表）や「一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大（常用労働者 101 人以上の事業主）」等、女性活躍に向けた取組が順次拡大しています。

イ 働き方改革関連法（H31.4～）

平成 31 年 4 月から、①時間外労働の上限規制、②年次有給休暇の確実な取得、③フレックスタイム制の拡充等が順次施行され、また、令和 2 年 6 月からは、④パワハラ防止対策を事業主に義務づける改正労働施策総合推進法が施行されました。

ウ 労働契約法の改正に伴う無期雇用転換ルールの本格開始（H30.4～）

平成 25 年 4 月以降に開始した有期労働契約が更新され、通算 5 年を超えた場合、無期労働契約への申込権が発生する転換ルールが本格開始しました。

エ パートタイム・有期雇用労働法（R2.4～）

同一企業内における正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差が禁止されました。（あわせて、派遣労働者の同一賃金同一労働を定めた改正労働者派遣法も施行）

オ 政治分野における男女共同参画推進法（H31.4～）

男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められました。

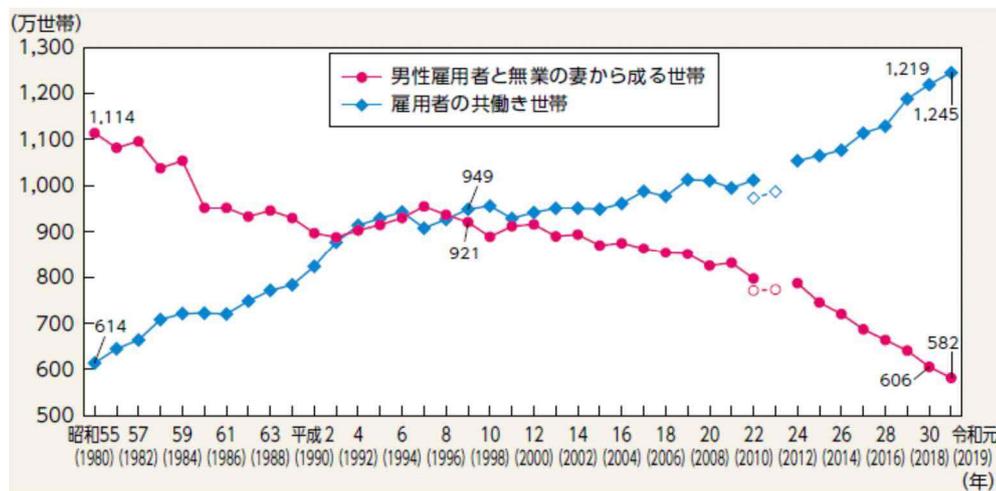
(2) 生活様式や価値観の変化等

ア 共働き世帯の更なる増加

共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は、共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っています。

令和元年には、共働き世帯が1,245万世帯で男性雇用者と無業の妻から成る世帯582万世帯の2倍以上となっています。

また、国は、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性の働く意欲を阻害することがないよう、税制や社会保障制度等を不断に見直すとともに、旧姓の通称使用の拡大に取り組むことや、夫婦の氏に関する具体的な制度のあり方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めるとしています。



出典：令和2年度版男女共同参画白書（内閣府）p. 18

イ 女性就業者数の増加等

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の全面施行（H28.4）や、保育の受け皿整備の加速化、女性の登用に向けた企業への働きかけなどの取組により、令和元年6月には女性の就業者数は全国で初めて3,000万人を超え、就業者全体の44.5%を占めました。（労働力調査）

また、平成30年6月に変更されたコーポレートガバナンス・コード（企業統治指針）に、「取締役役に女性や外国人の登用など多様性を持たせる」ことが盛り込まれました。

ウ 女性活躍に関する意識の変化

「男女共同参画社会に関する世論調査」（R1.9 内閣府）によれば、職場における男女の地位について、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合が前回調査（H28.9）と比較して3.1ポイント低下したほか、「女性の職業について、子どもができてみずくと職業を続ける方がよい」と考える人の割合が、前回調査と比較して6.8ポイント上昇するなど、女性活躍に関する意識に変化が現れています。

一方で、国は、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」とした「2020年30%目標」について、「全体として目標の水準には到達しそうとは言えない」とし、第5次男女共同参画基本計画では、「2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう取組を進める」としました。

エ 男性の育児・家事の実施状況

平成 28 年における 6 歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連に費やす時間は 83 分/日で、5 年前の調査から伸びてはいるものの、依然、女性の 454 分/日とは大きな格差があります。(社会生活基本調査)

〔家事・育児関連時間〕(社会生活基本調査)

| | | |
|-----|-----|------|
| 〈妻〉 | H28 | 454分 |
| | H23 | 461分 |
| 〈夫〉 | H28 | 83分 |
| | H23 | 67分 |

オ コロナ禍に起因した働き方等の変化

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、在宅勤務やフレックスタイム制、オンライン会議、ジョブ型雇用など、多様な働き方の導入が急速に進んでいます。

一方で、コロナ禍は非正規雇用者や宿泊業・飲食サービス業等に従事する者の雇用に大きな影響を及ぼしていると考えられ、特に 25～34 歳の女性の完全失業率が顕著に上昇しています。(労働力調査)

また、外出自粛や休業等による不安・ストレスからの DV や性暴力等の増加・深刻化が懸念されています。

さらに、感染拡大前と比べて、「家族の重要性をより意識するようになった」、「20 歳代の結婚への関心が高まった」など、意識の変化も表れています。(内閣府：コロナ影響下における生活意識・行動の変化に関する調査)

カ 人生 100 年時代を見据えた人材教育

健康寿命が世界一の長寿社会を迎え、高齢者から若者まで、すべての人が元気に活躍し、安心して暮らすことのできる社会を目指した取組が進められています。

キ デジタル化社会の進展

近年の目覚ましい技術革新は社会構造の急速な変化をもたらしており、人々の行動やモノの状態を集約・蓄積したビックデータを AI が解析することで、マーケティングや販売プロセス等に活用されるなど、我々の生活に深く浸透しつつあります。

多くの産業や職業が密接に関っている情報技術や電子工学、機械工学の分野における人材育成が急務となっていますが、我が国では、理工系分野を専攻する女性の比率や研究者に占める女性の比率は、諸外国と比べて低い状況にあります。

ク SDGs (持続可能な開発目標) の浸透と目標達成に向けた気運の高まり

SDGs に関して、国・県等に留まらず、社会全体で取り組むべき課題との気運が高まりつつあります。(SDGs の第 5 目標が「ジェンダー平等を実現しよう」)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



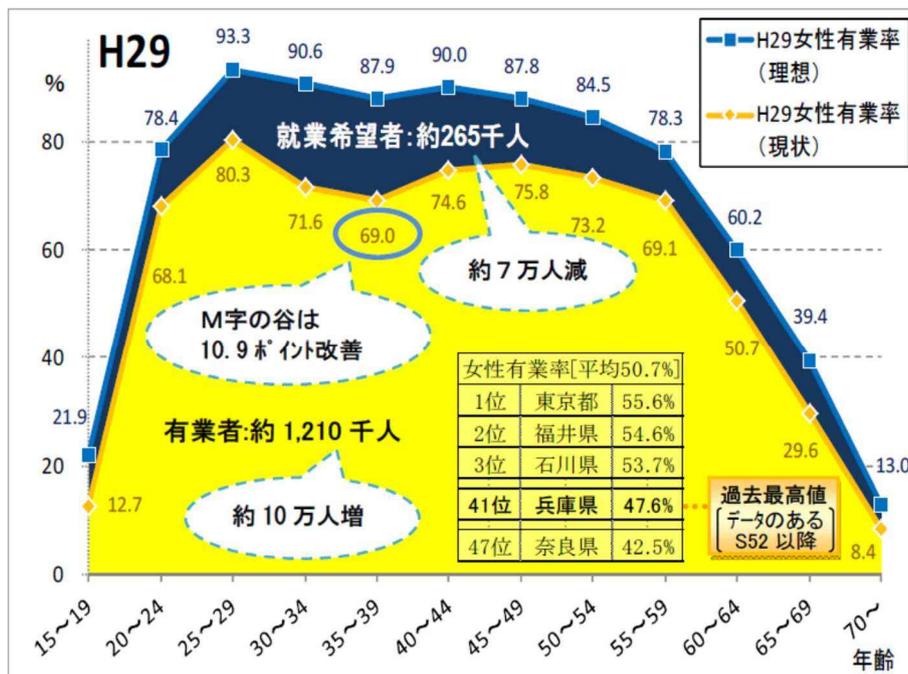
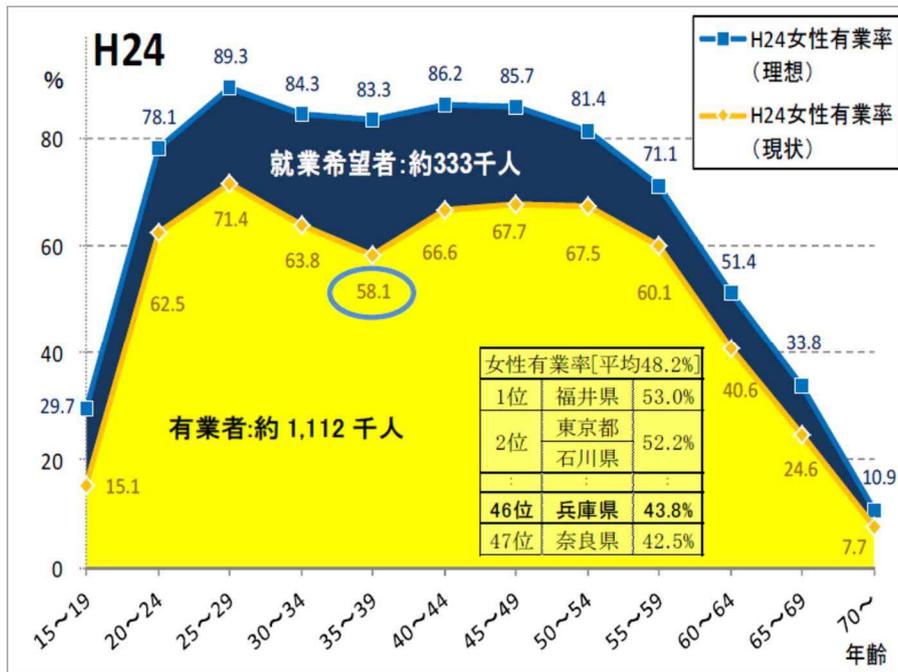
(3) 兵庫県の状況

ア 女性有業者数の増加等

女性有業者数は5年前から約10万人増加（H24：1,112千人→H29：1,210千人）し、M字カーブの谷は10.9ポイント上昇（H24：58.1%→H29：69.0%）、また、育児中の女性有業率は全国で最も高い19.3ポイントの伸びを示す（H24：43.4%→H29：62.7%）など、女性の就業が進みましたが、女性全体の有業率で見ると47.6%（全国41位）と未だ低水準に留まっています。（就業構造基本調査）

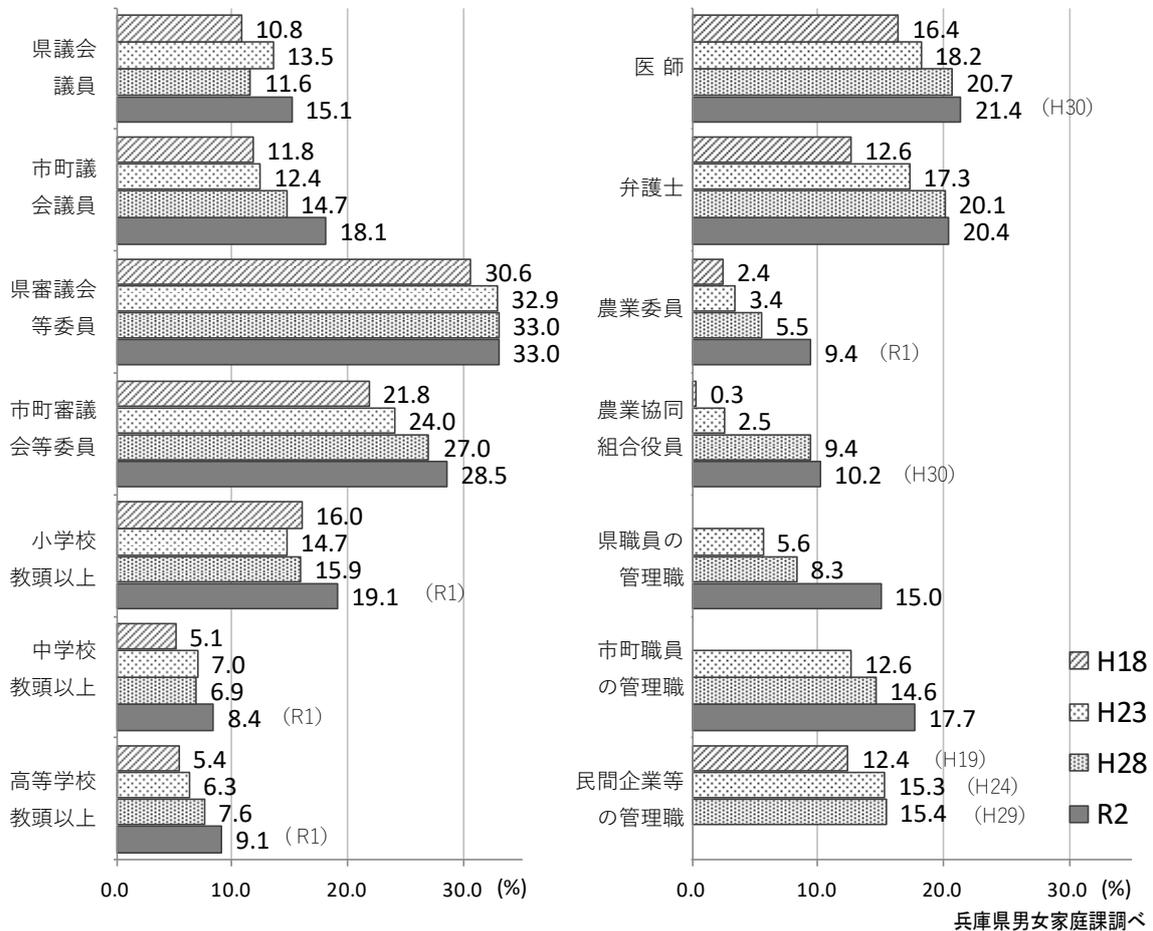
一方で、就業を希望している無業の女性は約7万人減少（H24：333千人→H29：265千人）しており、希望と現実のギャップは一定程度、改善しています。

〔本県の女性有業率と就職希望者数〕（就業構造基本調査）



イ 各分野における指導的地位に占める女性の割合

様々な分野において、指導的地位に占める女性の割合は上昇し、過去最高となっているものの、中学校、高等学校の教頭以上の職員や農業委員など、依然として女性割合が10%を下回る分野があり、全体としても低い水準にとどまっています。



ウ ひょうご女性の活躍推進会議の取組

様々な分野で活躍する女性や経済・労働団体等で構成する「ひょうご女性の活躍推進会議」(H27.7発足)を中心に、社会全体の気運醸成を図るとともに、職場等における意識改革や女性登用の促進等、女性活躍に向けた各般の取組を実施しています。

また、VAL21(兵庫県経営者協会 女性産業人懇話会)との協働により、女子学生のキャリアデザイン意識の形成支援にも取り組んでいます。

ひょうご女性の活躍企業表彰
ロゴマーク



兵庫県マスコットはばタン

エ 女性活躍推進センター等の取組

平成28年6月に県立男女共同参画センターに女性活躍推進センターを開設し、女性活躍推進専門員による企業への出前相談、研修講師派遣、ロールモデル取材等、職場の意識改革や女性登用の促進を図っています。(R2.12末までの累計訪問数:457社)

また、平成21年に開設したひょうご仕事と生活センターにおいて、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業の取組等を支援しています。

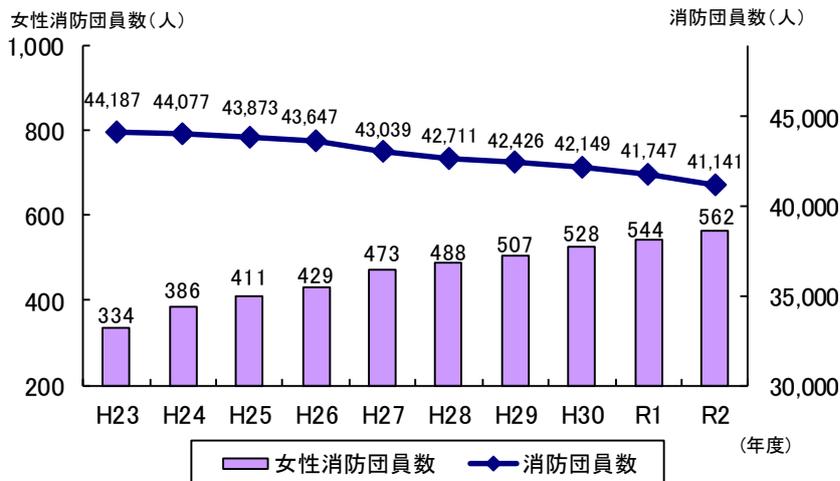
オ 農業分野における女性の参画

農業従事者に占める女性の割合が減少（H22：50.1%→H27：47.0%）する一方で、農業委員会への女性登用が進みました。（女性がいない農業委員会数 H26：15 市町→R2：7 市町）（農林業センサス、兵庫県農政環境部調べ）

カ 防災分野における女性の参画

防災会議の女性委員割合は 14.3%（R2）で全国平均の 16.1%を下回っています。

また、消防団員の女性割合についても 1.4%（R2.4）で全国平均の 3.3%を下回っていますが、消防団員数が年々減少するなか、女性団員数は増加（H27：473 人→R2：562 人）しています。（地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況、消防団の組織概要等に関する調査）



出典：令和2年度
ひょうごの男女共同参画 (p. 8)

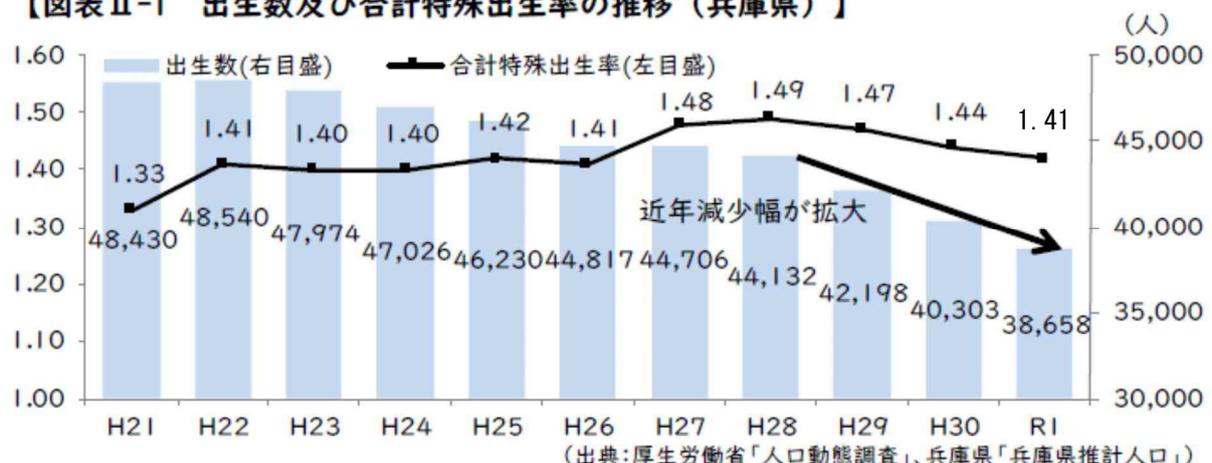
キ 人口減少の進行

(7) 出生数の減少

女性人口の減少や 50 歳時未婚率の上昇、晩婚化・晩産化の進行等に伴い本県の出生数は減少（H26：44,817 人→R1：38,658 人）しており、特に平成 29 年以降、減少幅が拡大しています。

また、コロナ禍の影響で、全国的にも妊娠届の件数が大幅に減少しています。

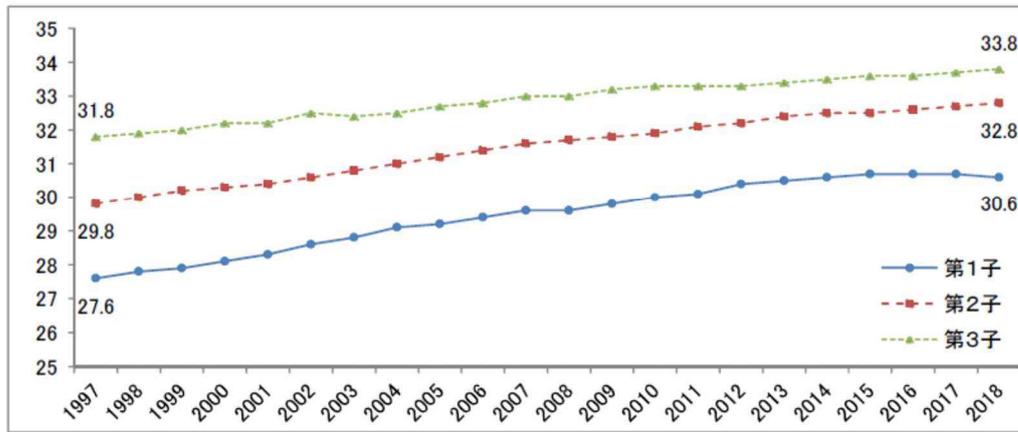
【図表Ⅱ-1 出生数及び合計特殊出生率の推移（兵庫県）】



(出典：厚生労働省「人口動態調査」、兵庫県「兵庫県推計人口」)

出典：兵庫県地域創生戦略 2020～2024 (p. 3) を一部修正

図表 18 子どもを出生したときの母親の年齢（兵庫県）（厚生労働省：人口動態調査）



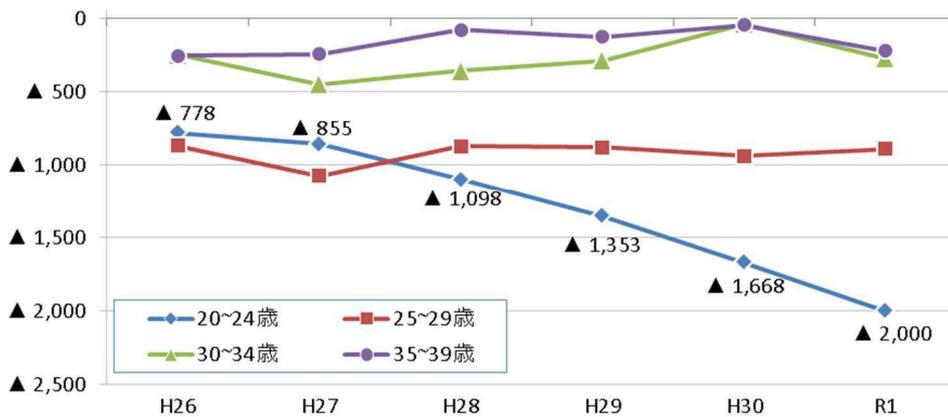
出典：ひょうご子ども・子育て未来プラン（2020～2024年）p. 19

(イ) 若者の転出超過数の拡大

若者が希望する事務系職種は本社機能が集積する東京や大阪に集中しており、就職期に当たる 20 歳代前半の転出超過が拡大（H26：▲2,931 人→R1：▲5,053 人）、特に女性は 5 年間で約 2.6 倍（H26：▲778 人→R1：▲2,000 人）に急伸しています。

20～30 歳代女性（日本人）の転出入の状況（兵庫県）

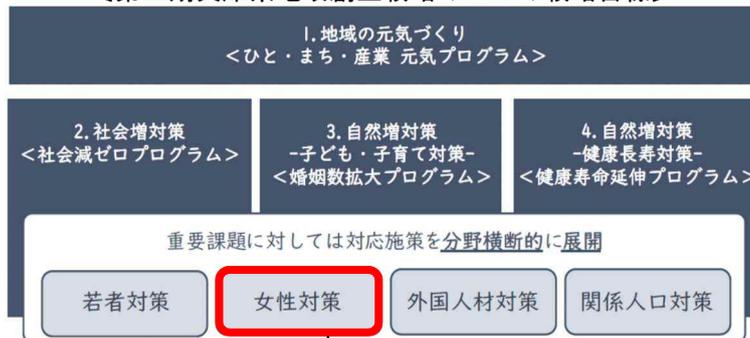
出典：総務省「住民基本台帳移動報告」



ク 地域創生に基づく新たな地域づくり

平成 27 年 10 月に策定した兵庫県地域創生戦略（H27～R1）の評価検証等を踏まえ、今後 5 年間で取り組むべき施策等を定めた第二期兵庫県地域創生戦略（R2～R6）を策定し、分野横断的に女性対策に取り組むこととしています。

〔第二期兵庫県地域創生戦略の 4 つの戦略目標〕



出典：兵庫県地域創生戦略 2020～2024 (p. 8) に一部加筆

若者（女性を含む）の就業対策等

企業や地域での女性活躍の推進、出会いや結婚の支援による兵庫への定着

ケ 男性の育児・家事の実施状況等

社会生活基本調査では、県内男性の家事・育児関連時間は5年前から約1.7倍に増加し、全国平均を上回りました。

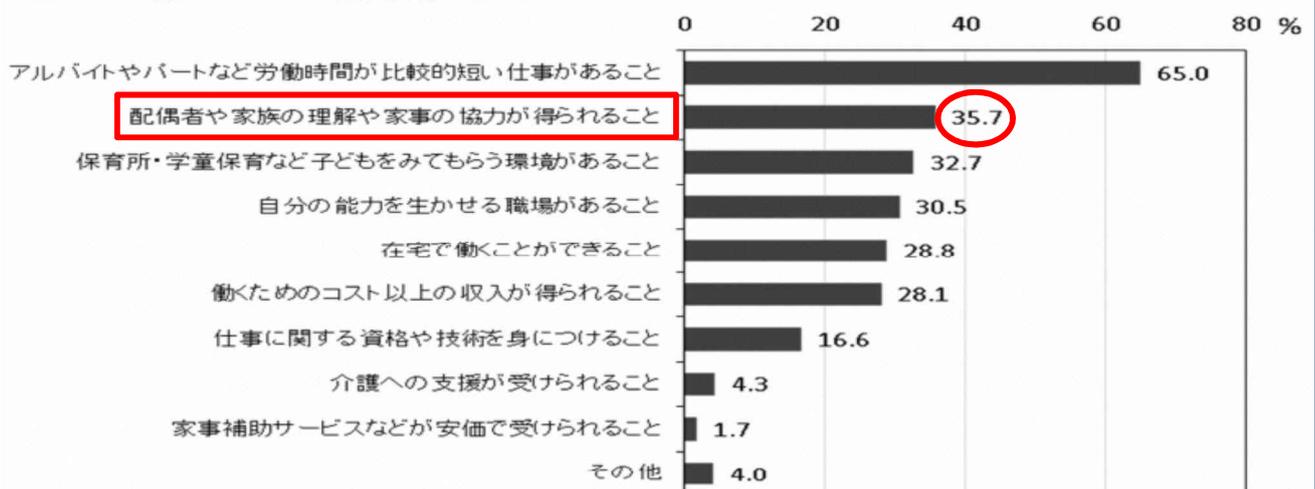
また、令和元年度県民モニター調査では、共働き夫婦の育児休業について「夫と妻が交替でとるがよい」と考える者が12.4ポイント増加（H26:58.2%→R1:70.6%）しました。

さらに、本県が平成29年に実施したインターネットによるアンケート調査では、就業を希望している女性が、働くことを可能にするための条件として、「アルバイトやパートなど労働時間が比較的短い仕事があること」（65.0%）が最も多く、次は「配偶者や家族の理解や家事の協力が得られること」（35.7%）でした。

【男性の家事・育児関連時間】（社会生活基本調査）

| H23 | | 家事育児時間(分) | H28 | | 家事育児時間(分) |
|-----|------|-----------|-----|------|-----------|
| 1 | 秋田県 | 104 | 1 | 東京都 | 121 |
| 2 | 岩手県 | 97 | 2 | 山口県 | 103 |
| 2 | 埼玉県 | 97 | 3 | 群馬県 | 102 |
| 43 | 兵庫県 | 51 | 15 | 兵庫県 | 85 |
| 45 | 京都府 | 50 | 45 | 茨城県 | 57 |
| 46 | 福島県 | 49 | 45 | 和歌山県 | 57 |
| 47 | 和歌山県 | 44 | 45 | 岡山県 | 57 |
| | 全国 | 67 | | 全国 | 83 |

■働くことが可能になるための条件(女性n=1,133)



出典：平成28・29年度 兵庫県女性が活躍する社会づくりのための環境整備のあり方について（最終報告）(p.29)に一部加筆

コ 家事支援外国人受入事業の開始

家事負担を抱える女性等の活躍促進と家事支援ニーズに対応するため、国家戦略特区の規制改革として、平成29年5月に全国で4番目の認定を受け、平成30年11月から家事支援活動の知識・技能を有する外国人を雇用する事業者による家事支援サービスが開始されました。

サ 女性に対する暴力や児童虐待等の状況

DV相談件数（H27：17,928件→R1：19,171件）、児童虐待相談件数（H27：7,292件→R1：18,208件）ともに増加傾向にあります。（兵庫県健康福祉部調べ）

また、令和2年4月～8月において、DV相談件数は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い実施された特別定額給付金の受給手続に関する相談等が増加したことから、対前年同月比で約20%増加しているほか、「思いがけない妊娠SOS」の相談件数も約15%増加しています。

シ 心身の健康の保持・増進

健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均）は男女ともに伸びています。

健康寿命の状況（兵庫県）

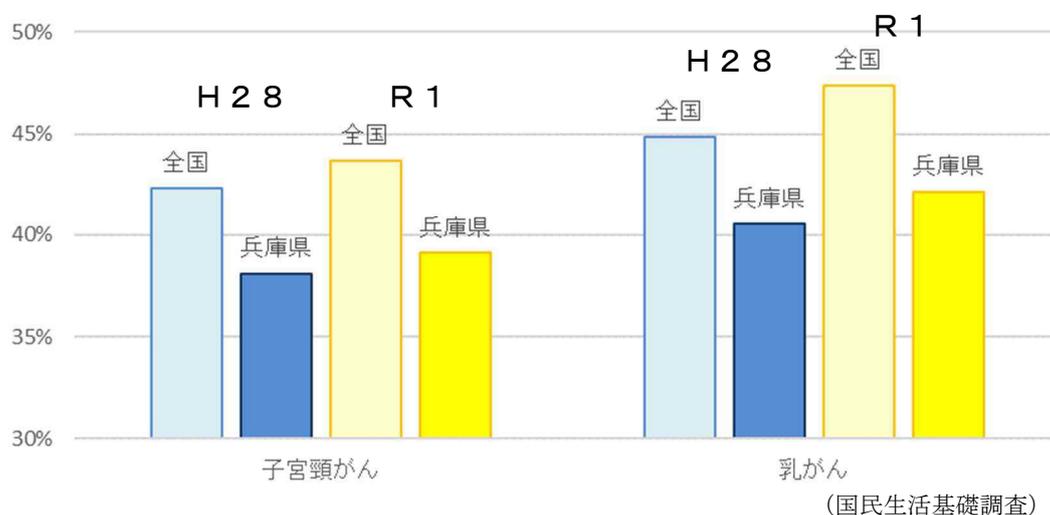
| 区分 | H27 | | H30 | | 差（H30-H27） | |
|------|-------|-------|-------|-------|------------|------|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 健康寿命 | 79.62 | 83.96 | 80.25 | 84.58 | 0.63 | 0.62 |

（兵庫県健康福祉部調べ）

一方で、子宮頸がん、乳がんの検診受診率は全国平均を下回っています。（国民生活基礎調査）

がん検診を受けない理由として、「費用」、「心配な時は医療機関を受診する」を挙げる人の割合が高いことがわかっています。（H25 県民モニターアンケート調査）

がん検診受診率



また、コロナ禍の影響等により、女性の自殺者は令和2年6月～10月において、対前年同月比で約17%増加しています。

ス 性的少数者をめぐる情勢

令和元年6月に県議会において、「LGBT／SOGIに関する差別のない社会環境整備を求める意見書」を可決し、衆議院議長等へ提出しました。

また、県においても、性的少数者に対する理解促進を図るため、「人権文化をすすめる県民運動」のもと、人権情報誌や人権啓発イベント等において様々な啓発活動を行うほか、職員向けガイドラインや県民向け啓発リーフレットの作成などに取り組んでいます。

なお、性的少数者の社会生活上の制約への対応策については、様々な議論がなされており、その対応策の一つとして、いわゆる「同性パートナーシップ制度」を導入する自治体が県内外において増えつつあります。（R3.1月末：7市）

第 3 章

重点目標と推進項目

＜計画の主なポイント＞

第1章「計画の基本的な考え方」及び第2章「ひょうご男女いきいきプラン 2020 の成果・課題と策定後の5年間(H28～R2 年度)における主な社会情勢の変化」を踏まえ、本プランの主なポイントを以下のとおりとし、重点目標、推進項目等を定めます。

(1) 「活力ある兵庫の実現」、「兵庫への定着」という観点を追加

令和2年3月に策定した第二期兵庫県地域創生戦略を踏まえ、特に若い女性から選ばれる、生活しやすく、活力ある兵庫の実現という視点から、「女性に選ばれる活力ある兵庫を目指して」という副題を新設するとともに、重点目標1に「兵庫への定着の推進」を追加します。

(2) 「男性」に関する重点目標を新設

男性においても男女共同参画を進めることは、①仕事偏重から、家庭や地域とのバランスがとれた生活環境への転換による豊かで自立した生活の実現、②夫の家事・育児への参画による家庭でのリスクヘッジ等の効果が期待できます。

そこで、前計画の重点目標2「仕事と生活の両立支援」のうち「男性」に関する項目を分離して、「男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し」を新たな重点目標とします。

(3) SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた計画

社会全体で取り組むべき課題との気運が高まりつつある SDGs（持続可能な開発目標）の各目標と計画の重点目標とを対応させます。

本プランにおいては、男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる社会（＝男女共同参画社会）の実現を目指し、これまでの5つの重点目標に、「男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し」を加えた6つの重点目標と15の推進項目の下に、取組を進めます。

< 6つの重点目標と 15の推進項目 >

| 重点目標 | 推進項目 | 主な取組内容等 |
|---|------------------------|--|
| 1 女性の活躍と 兵庫への定着の 推進     | ① あらゆる分野への女性の参画拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ すべての女性に対する総合的支援 ◇ 意思決定過程への女性の参画拡大 ◇ ものづくり産業や農林水産業、自営業などにおける女性の参画拡大 |
| | ② 女性の能力発揮の促進と環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 就業に対する支援、リカレント教育等の充実 ◇ 起業・経営に対する支援 |
| | ③ 兵庫への定着の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ ロールモデル等の情報発信の充実 ◇ 若者や女性が望む職場づくりに向けた企業への支援 ◇ 多様な兵庫の魅力のPR |
| 2 男性の家庭・地域 への参画と働き方 の見直し   | ④ 男性の家庭・地域活動への参画促進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 男性の家事・育児等、家庭生活や地域活動への参画促進 ◇ 男性の参画促進に向けた気運醸成 |
| | ⑤ 長時間労働を前提とした働き方の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 長時間労働の抑制や休暇の取得促進 ◇ 男性の育児休業取得を推進するための気運醸成 |
| 3 ワーク・ライフ・ バランスの推進    | ⑥ 仕事と生活を両立できる職場環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 企業等と協働した子育てしやすい環境づくり ◇ 育児や介護等と仕事の両立促進 |
| | ⑦ 働きやすく働きがいのある環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 在宅勤務・フレックス制等、多様な働き方と各種ハラスメント対策の推進 ◇ 家事負担の軽減等による家族や地域で過ごす時間の確保 |
| 4 互いに支え合う 家庭と地域   | ⑧ 地域ぐるみの家庭支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域で家庭を支える体制づくり ◇ 子育て・高齢者支援の充実 |
| | ⑨ 地域における男女共同参画の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域における学習と啓発 ◇ 地域における環境整備と地域活動の活性化 |
| | ⑩ 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 防災・災害復興への取組の促進 ◇ 防災組織の支援と担い手の育成 |
| 5 安心して生活できる 環境の整備      | ⑪ 生涯にわたる健康対策 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 妊娠・出産期における母子保健等の支援 ◇ 生涯にわたる心身の健康の保持増進への支援 |
| | ⑫ 生活のセーフティネット | <ul style="list-style-type: none"> ◇ コロナ禍の影響等で困難な状況にある人々への支援 ◇ DVや児童・高齢者虐待の防止対策等の推進 |
| | ⑬ 多様な人々が安心して生活できる環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ すべての人が安心して生活できる環境の整備 ◇ 高齢者、障害者、同和問題の当事者等、複合的に困難な状況にある人々への支援 |
| 6 次世代への継承    | ⑭ 若者の就労や社会参加と出会いの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 就労と自立支援、ひきこもり等への支援 ◇ 出会い、交流と仲間づくり等の支援 |
| | ⑮ 多様な選択を可能にする教育・学習 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 男女共同参画の視点に立った教育の推進 ◇ 多様な選択を可能にする進路指導の推進 |

重点目標 1 女性の活躍と兵庫への定着の推進

推進方向

社会全体の意識醸成と環境整備を図り、すべての女性が自らの希望と選択に基づき、その能力や個性を十分に発揮できるよう、職場や家庭・地域などあらゆる場面における女性の参画を推進します。

また、働きたい人の希望が実現するよう、就業や起業等への支援を行うとともに、女性の登用を進め、特に転出超過が拡大している若年女性の本県への定着を目指します。

現状・課題

推進項目 1 あらゆる分野への女性の参画拡大

○すべての女性が自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮できるよう、就労や地域活動への参加、あるいは専業主婦という選択も含め、女性活躍を推進していく必要があります。

○国は「2020年30%目標」について、第5次男女共同参画基本計画では、「2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう取組を進める」、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指す」としました。

○本県では女性活躍推進本部を中心に取組を進め、各分野の指導的地位に占める女性の割合は着実に上昇しているものの、依然として意思決定過程への女性の参画は低い水準にあり、引き続き積極的な育成等に取り組む必要があります。

推進項目 2 女性の能力発揮の促進と環境整備

○本県の女性有業者数は5年前から約10万人増加し、M字カーブの谷は10.9ポイント上昇するなど女性の就業が進みました。また、就業を希望している無業の女性は約7万人減少しており、引き続き、働きたい人の希望を実現するための取組が必要です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、厳しい雇用環境にある女性に対する支援も必要です。

○パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズに応える一方で、男女の格差の一因にもなっています。女性がその希望に応じて能力を発揮できるよう、就業、再就業、起業、フリーランスなど新しい働き方等を支援するとともに、人生100年時代の到来を迎えた今、若者から高齢者まですべての人が元気に活躍できる社会を目指す取組が必要です。



推進項目 3 兵庫への定着の推進

○若者が希望する事務系職種は本社機能が集積する東京や大阪に集中しており、就職期に当たる20歳代前半の県外への転出が拡大、特に女性は5年間で約2.6倍に急伸びしています。

○転出拡大の原因として、県内企業の情報や多様性のある本県の魅力が十分に伝わっていないこともあげられるため、若者や女性が能力を発揮して働ける環境の整備や情報発信、女性の活躍に向けた意識改革を積極的に進めることが重要です。

| 項目 | 数値目標 | 現状値 | 目標値 |
|----|------------------------|---------------|-------------|
| ① | 県の審議会における女性委員の割合 | 33.0%(R2) | 40% |
| ② | 女性管理職比率 | 民間等 | 15.4%(H29) |
| ③ | | 県職員 本庁部局長相当職 | 10.3%(R2.4) |
| ④ | | 県職員 本庁課長相当職 | 17.6%(R2.4) |
| ⑤ | | 県職員 本庁副課長相当職 | 14.5%(R2.4) |
| ⑥ | | 初等中等教育機関 教頭以上 | 15.1%(R1) |
| ⑦ | 20～64歳の女性のうち就業している人の割合 | 71.9%(R1) | 75% |
| ⑧ | 20～24歳の女性の転出入数 | ▲2,000人(H29) | ±0人 |



主な取組

- ◇ **すべての女性に対する総合的支援**
 - ▶ すべての女性が自らの希望と選択に基づき、職場や家庭・地域において活躍できるよう、社会全体の意識醸成を進めます。
 - ▶ 女性のキャリアプランニングや女性管理職等の横の連携を図るため、交流・ネットワークづくりを支援します。
- ◇ **意思決定過程への女性の参画拡大**
 - ▶ あらゆる場面における女性の意思決定への参画を進めるため、各種機関への働きかけや積極的改善措置と育成に向けた取組に対して相談・助言を行うとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、情報収集や啓発活動に取り組みます。
 - ▶ 県自らがモデル職場となるよう率先行動計画を策定し、女性登用等に取り組みます。
 - ▶ 教育現場で女性活躍を推進するため、県教育委員会においても行動計画を策定し、意思決定過程への女性教職員の参画促進に取り組みます。
- ◇ **ものづくり産業や農林水産業、自営業などにおける女性の参画拡大**
 - ▶ ものづくりや農林水産分野等における女性の就業促進に向け、コンサルティングや情報発信に取り組むなど、女性の参画を促進します。
- ◇ **就業に対する支援、リカレント教育等の充実**
 - ▶ 女性の再就職や就業継続支援、地域活動へのチャレンジ等に関する相談を実施します。
 - ▶ 企業等において、女性が働きやすく就業を継続できる環境を整備するため、専門職員による出前相談や研修講師の派遣等を実施するとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援します。
 - ▶ コロナ禍やICTの進展等の社会変化を踏まえ、専門知識を持つ人材の育成に取り組みます。
 - ▶ 大学や専門学校をはじめとする教育機関での社会人の再教育を促進します。
- ◇ **起業・経営に対する支援**
 - ▶ 起業を目指す女性向けセミナーの開催や事業の立ち上げ時の支援、ビジネスプランの構築、販路拡大まで一貫した支援を行います。
 - ▶ 起業・創業の拠点を整備し、起業家同士の交流や、投資家、金融機関等とのビジネスマッチングなど、有望な起業家の成長を支援します。
- ◇ **ロールモデル等の情報発信の充実**
 - ▶ 仕事と家庭を両立し、活躍している女性ロールモデルの紹介や女性活躍に積極的に取り組む企業・職場の紹介など情報発信を行います。
- ◇ **若者や女性が望む職場づくりに向けた企業への支援**
 - ▶ 若者や女性の雇用の場を創出するため、県内への産業立地を促進します。
 - ▶ 若者や女性の地元就職を促進するため、職業体験の推進、地元企業の認知度向上、就職支援協定を締結した大学との連携、企業と学生とのマッチングを強化します。
- ◇ **多様性ある兵庫の魅力のPR**
 - ▶ ひょうごe-県民制度を活用し、関係人口の創出・拡大に向けた情報発信を行います。
 - ▶ 本県への移住・定住を促進するため、SNS等を活用し、本県の魅力を紹介します。

重点目標 2 男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し

推進方向

男女共同参画社会は男性にとっても生活しやすい社会であるということについて理解を深め、長時間労働を前提とした働き方を見直し、男性の家事・育児等の家庭生活や地域活動への参画を促進します。

また、一人ひとりの男性が、仕事に偏った生活から、家庭や地域とのバランスがとれた豊かな生活へ転換することの素晴らしさに気づくよう気運醸成を図ります。

現状・課題

推進項目 4 男性の家庭・地域活動への参画促進

○平成28年における6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連に費やす時間は85分/日で、5年前の調査から伸びてはいるものの、依然、妻の478分/日とは5倍以上の大きな格差があります。

○家事・育児等のケアワークへの男性の参画が進み、男性が「生活に必要なスキル」を習得することは、家庭内におけるリスクヘッジになるとともに、生活力のある自立した男性へと成長することにもつながります。

○テレワークの浸透によって男女の在宅時間に大きな差がなくなる中、男女の役割分担を見直す必要性があります。

推進項目 5 長時間労働を前提とした働き方の見直し

○男性の家庭・地域活動への参画を困難にしている背景として、我が国で形成されてきた男性正社員を前提とした長時間労働の慣行があります。

働き方改革関連法の施行に対応した取組等により週60時間以上の雇用者の割合は減少していますが、男女別で見ると男性は女性よりも高く、男性で9.8%、女性で2.3%となっています。(R1:全国値)

○共働き世帯は年々増加し、現在、夫が雇用者である2人以上の世帯のうち、約7割が共働き世帯となっている一方で、「主たる稼ぎ手は男性である」といった無意識の思い込みが残っているとの調査もあります。

また、男性の育休取得率は上昇傾向にあるものの、7.48%(R1:全国値)と低水準で、取得期間も2週間未満が7割超(H30:全国値)となっています。

価値観や暮らし方の変化等を踏まえ、だれもが自らの希望と選択に基づく働き方や生活ができる社会を目指した取組を続けていく必要があります。



| 項目 | 数値目標 | 現状値 | 目標値 |
|----|--------------------------|-------------------------|-------------------|
| ⑨ | 6歳未満の子供がいる世帯の夫の家事・育児関連時間 | 85分(H28) | 120分 |
| ⑩ | 男性労働者（パートタイムを除く）の平均実労働時間 | 179時間/月 (R1) | 174時間/月 |
| ⑪ | 男性県職員の育休取得率 | 12.1%(R1) (希望者の100%) | 30% (希望者の100%) |



主な取組

- ◇ **男性の家事・育児等、家庭生活や地域活動への参画促進**
 - ▶ 仕事偏重の生活から、家庭や地域とのバランスがとれた生活への転換により、豊かで自立した生活を実現するため、男性の家事・育児や地域活動等への参画を促す講座や無意識の思い込みへの気づきに関する講座を開催します。
 - ▶ 特に、男性が若い時期から家事や育児等の「生活に必要なスキル」を習得し、実践することは、家族の満足度の向上や自身の生活の充実等につながることから、家事や育児の効果的・効率的な方法を紹介するとともに、その情報発信に取り組みます。
- ◇ **男性の参画促進に向けた気運醸成**
 - ▶ 男性の家事や育児、地域活動等への参画を推進するため、男性の働き方や家庭への参画等について意識啓発に取り組みます。

- ◇ **長時間労働の抑制や休暇の取得促進**
 - ▶ 働き方を含めた男性のための相談支援窓口を設置・運営するとともに、仕事に起因する自殺等を予防する取組を行います。
 - ▶ 長時間労働の抑制や、年次有給休暇、育児・介護に伴う休暇の取得促進など、働き方改革の推進を通じて、家庭・地域生活と職業生活の両立に向けた取組を支援します。
- ◇ **男性の育児休業取得を推進するための気運醸成**
 - ▶ 男性育児取得者等のロールモデルとなる事例を情報発信するなど、男性の育休取得促進に向けた気運の醸成に取り組みます。
 - ▶ 県自らがモデル職場となるよう率先行動計画を策定し、男性職員の育児休業等の取得促進に取り組みます。

重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

推進方向

だれもが自らが望む生き方と働き方が選択できるよう、職場環境等の整備を進め、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進するとともに、すべての人々が暮らしやすい持続可能な社会の実現を目指します。

現状・課題

推進項目 6 仕事と生活を両立できる職場環境づくり

○働き方改革関連法に基づき、平成31年4月から、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得等が順次施行されました。

○本県においては、平成21年に開設した「ひょうご仕事と生活センター」を全県的なワーク・ライフ・バランスの推進拠点として、情報発信、実践支援、顕彰、助成など多彩な事業を展開し、令和元年度末の累計で、仕事と生活の調和推進表彰企業は112社、認定企業は244社、宣言企業は2,218社となりました。

○一方で、本県の週労働時間60時間以上の雇用者の割合は8.8%（H29）と、依然として高い水準にあることから、今後も引き続き、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と支援等を推進する必要があります。

推進項目 7 働きやすく働きがいのある環境づくり

○令和2年6月からは改正労働施策総合推進法が施行され、パワハラやセクハラ等のハラスメント防止対策が強化されました。

○新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、在宅勤務やフレックスタイム制、WEB会議など、多様で柔軟な働き方の導入が急速に進んでいます。このような動きを一層促進し、定着させることは、ワーク・ライフ・バランスの推進や生産性の向上に資するものであり、男女共同参画の推進の観点からも重要です。

○家事をこなしつつ就業している女性が多い中、女性の一層の活躍と家事支援ニーズに対応するため、本県では特区制度を活用し、平成30年11月から知識・技能を有する外国人を雇用する事業者による家事支援サービスが開始されました。

ワーク・ライフ・バランスを推進し、豊かで充実した暮らしの実現を目指すためには、男性の家庭生活への参画を推進するほか、それぞれの家庭にあったやり方で家事そのものの負担を軽減することも重要です。



| 項目 | 数値目標 | 現状値 | 目標値 |
|----|---|------------------|----------|
| ⑫ | 労働者（パートタイムを除く）の平均所定外労働時間 | 14.7時間/月 (R1) | 13.2時間/月 |
| ⑬ | 仕事と生活の調和推進企業認定数 | 244社 (R1) | 540社 |
| ⑭ | 中小企業における多様な働き方の促進等を支援する「仕事と生活の調和推進環境整備支援助成金」の支給件数 | 23件 (R1) | 50件 |



主な取組

◇ 企業等と協働した子育てしやすい環境づくり

- ▶ 子育てと仕事の両立に取り組む企業との「子育て応援協定」、男女共同参画の職場づくりに積極的に取り組む企業との「男女共同参画社会づくり協定」の締結を進めるとともに、協定締結企業を対象に、啓発セミナーを実施する等により父親の子育てを応援します。
- ▶ 経済団体や労働団体と協同し、子育てと仕事の両立に向けたセミナー開催や情報交換の取組を進めます。

◇ 育児や介護等と仕事の両立促進

- ▶ ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、ワンストップ相談や専門家の派遣等により企業を支援するとともに、積極的に取り組む企業の認定や表彰を実施します。
- ▶ 企業や労働者に対し、育児・介護休業制度の周知を進めるとともに、出産・育児等により離職した者を雇用する企業や育児・介護休業に伴い代替要員を雇用する企業に対して支援を行います。
- ▶ 仕事と生活センターと女性活躍推進センターが連携し、企業の個別ニーズに対応したワーク・ライフ・バランスや女性活躍に関する支援を行います。

◇ 在宅勤務・フレックス制等、多様な働き方と各種ハラスメント対策の推進

- ▶ だれもがワーク・ライフ・バランスを実現するため、在宅勤務やフレックスタイム制度、WEB会議等の多様な働き方を推進するとともに、超過勤務の縮減や休暇の取得促進を行います。
- ▶ 勤労者福祉施設の運営等、福利厚生の実施による健康でこころ豊かな生活の実現を図るとともに、職場におけるハラスメント対策を強化した改正労働施策総合推進法に基づき、セクシュアルハラスメントや、妊娠・出産・育児・介護休業等を理由とする不利益な取り扱いのない働きやすい職場環境づくりを推進します。

◇ 家事負担の軽減等による家族や地域で過ごす時間の確保

- ▶ 家事の総量を軽減するため、家事代行の利用体験談の情報発信や負担軽減につながるアイデアの提案募集と情報発信等に取り組み、家族とのふれあいや自己啓発、地域活動への参加など、生活の潤いや豊かな時間の確保と充実を目指します。

重点目標 4 互いに支え合う家庭と地域

推進方向

男女共同参画の視点による地域づくりと防災・減災対策を推進するとともに、だれもが自立した暮らしを送ることができるよう、互いに支え合う家庭と地域の実現を目指します。

また、地域づくりや防災・減災を進めるための仕組みや組織において、女性の視点が活かせるよう、意識改革と人材育成等に取り組みます。

現状・課題

推進項目 8 地域ぐるみの家庭支援体制の充実

○故郷から離れた地域で子育てをする「アウェイ育児家庭」や、一人で生計の維持と家事・育児を担う「ひとり親家庭」等、コロナ禍において特に育児負担が重い世帯が増加しています。

子育ては親だけが抱え込むものではなく、地域コミュニティ、シニア、企業などと一緒にやって行うものであるという意識を醸成し、地域における親子の居場所を作っていくことが重要です。

○特にコロナ禍により、集うこと自体が困難となっている中、ポストコロナ社会に向け、社会全体で家庭と地域とのつながりを深めていく必要があります。

○団塊の世代すべてが75歳以上の後期高齢者となる2025年の到来が迫っています。生産年齢人口は今後も減少傾向が続くため、元気な高齢者には社会の支え手として引き続き活躍していただくことが期待されています。豊かな高齢社会の実現に向け、あらゆる取組を加速させる必要があります。

推進項目 9 地域における男女共同参画の推進

○本県の地域創生戦略においては、「人口が減少しても地域活力を維持し、県民が将来への希望を持てる地域の実現を目指す」ことを基本理念としています。そのためには、すべての県民が持てる能力を存分に発揮し、地域において活躍することができる男女共同参画や女性活躍を実現することが地域創生の視点からも必要です。

○だれもが地域社会の一員として、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動、環境活動等の多様な地域活動へ参加し、生涯を通じてさまざまな分野で活躍できる社会づくりが重要です。

推進項目 10 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進

○本県は阪神・淡路大震災から創造的復興を成し遂げてきました。一方で近年、地震や豪雨災害が頻発かつ激甚化しており、今後発生が危惧される「南海トラフ地震」への備えも必要です。

○今後も大規模災害や複合災害が発生する可能性があることを見据え、男女共同参画の視点を取り入れた防災施策を推進し、災害に強い社会づくりに向けた取組を継続することが重要です。



| 項目 | 数値目標 | 現状値 | 目標値 |
|----|---------------------------|--------------|--------|
| ⑮ | 待機児童数 | 1,528人(R2.4) | 0人 |
| ⑯ | 自治会長に占める女性の割合 | 6.5%(R2) | 10% |
| ⑰ | 「ひょうご防災リーダー講座」の女性修了者数(累計) | 653人(R1) | 1,000人 |



主な取組

◇ 地域で家庭を支える体制づくり

- ▶ 家庭と地域づくり推進本部を中心に、家族のきずなを深め、地域で家庭を支える「ひょうご家庭応援県民運動」を展開します。
- ▶ 子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや子育ての相談・情報交換を行う「まちの子育てひろば」や、子どもがのびのびと遊びながら、たくましく生きる力を育む「子どもの冒険ひろば」の支援に取り組みます。
- ▶ 特に三世帯同居率が低い都市部において、地域の高齢者が子育て家庭を支援する取組や、家族と一緒に参加できる伝統行事の実施等を支援します。

◇ 子育て・高齢者支援の充実

- ▶ 子育て世帯を社会全体で応援するため、子育て世帯を対象に料金の割引等のサービスを行う「ひょうご子育て応援の店」を展開します。
- ▶ 子育てしながら安心して働くことができるよう、保育所等の定員増や放課後児童クラブの開所時間の延長等、多様なニーズに対応した保育の受け皿の確保に取り組みます。
- ▶ 生涯現役社会の実現を目指し、高齢者の就労や生涯学習をさらに推進するとともに、高齢者の健康・生きがいをづくりや地域支援活動を行う老人クラブへの支援などを行います。

◇ 地域における学習と啓発

- ▶ 市町の男女共同参画センター等との連携により、男女共同参画に関わる講座やセミナー等の学習機会を提供します。
- ▶ 県立男女共同参画センターにおいて、地域における実践活動リーダーを養成します。

◇ 地域における環境整備と地域活動の活性化

- ▶ 男女共同参画社会づくりに向け、地域において情報の収集・提供や啓発に取り組む男女共同参画推進員の活動を支援するとともに、本県の現状や取組内容について、情報提供を行います。
- ▶ 地域団体への助成や活動の場づくりを通じ、地域活動を推進するとともに、県民が気軽にボランティア活動に参加できるよう取り組みます。

◇ 防災・災害復興への取組の促進

- ▶ 平時から、地域・家庭・職場等で防災への積極的な取組を行うよう促すとともに、県民の防災意識の高揚を図ります。
- ▶ 地域防災計画をはじめとした防災に関する各種対応マニュアルに、男女共同参画の視点を反映するとともに、地域住民への周知を図ります。
- ▶ 地方防災会議について、女性委員のいない会議の解消に努めるとともに、女性委員比率の向上に取り組みます。

◇ 防災組織の支援と担い手の育成

- ▶ 地域の中核となる自主防災組織の取組の支援や、女性も地域防災の担い手となるよう、女性の消防団への入団促進に取り組みます。
- ▶ 防災や危機管理に関する知識と技術を身につけた防災リーダーを養成します。

重点目標5 安心して生活できる環境の整備

推進方向

DVや性犯罪・性暴力、各種虐待等のあらゆる暴力の根絶に向け、暴力の防止や被害者保護の取組等を推進します。

また、高齢者や障害者、外国人、性的少数者、同和問題の当事者等のすべての人が健康で元気に活動し、安心して暮らせる男女共同参画社会づくりを推進します。

現状・課題

推進項目 11 生涯にわたる健康対策

○本県の健康寿命は男女ともに伸びているものの、健康寿命と平均寿命との差はほとんど埋まっていません。不適切な食生活や運動不足による生活習慣病、人間関係や社会構造の変化によるストレスやこころの病など、健康をめぐるは今も多くの課題を抱えています。また、不妊治療を希望する男女が増えており、経済的負担の軽減や、仕事との両立支援が求められています。

○誰もが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことのできる社会の実現に向けて、健康づくりの取組をさらに進めていく必要があります。

推進項目 12 生活のセーフティネット

○本県の生活保護受給者数は、近年減少傾向にありますが、コロナ禍の影響は、非正規雇用者や宿泊・飲食業における雇用環境の悪化等、特に女性へ強く表れており、生活困窮者の増加や子育て・介護の負担増加、自殺者の増加等も懸念されています。

○DVに関する相談件数は増加傾向にあります。DVや性犯罪・性暴力は、被害者の生命や身体、精神に重大な危害を与える人権侵害であり、人権擁護と男女平等の実現を図るためには、DV等を防止し、被害者を保護するための取組強化が必要です。

○児童虐待や高齢者虐待に関する相談件数等も増加傾向にあります。子どもや高齢者の権利を擁護し、安全と安心を守るため、こども家庭センター等を中心とした一層の取組が必要です。

また、スマートフォン利用者の若年化が進む中で、インターネット上の有害情報や児童ポルノの被害等から青少年を保護する取組も必要です。

推進項目 13 多様な人々が安心して生活できる環境の整備

○本県は「福祉のまちづくり条例」に基づき、多くの人々が利用する施設等について、高齢者や障害者の利用に配慮した整備を進めるとともに、良好な地域コミュニティの形成等に取り組んでおり、まちには段差のないスロープ、車いすで利用可能なトイレ等が増えています。今後も更なる充実を図り、あらゆる人にとって、より安全で便利、快適に活動し、暮らすことのできる社会づくりを進める必要があります。

○近年、価値観の多様化などにより人権課題は複雑化・複合化し、女性、高齢者、障害のある人、外国人、同和問題などに加え、性的少数者の人権問題、コロナ禍における感染者や医療従事者、その家族に対する誹謗中傷等も生じています。県民一人ひとりが、人権感覚を磨き、意識を高め、人権尊重の社会を作っていくことが重要です。



| 項目 | 数値目標 | 現状値 | 目標値 | |
|----|----------------------|-------|-----------|--------|
| ⑱ | がん検診受診率 | 子宮頸がん | 39.1%(R1) | 50% |
| ⑲ | | 乳がん | 42.2%(R1) | 50% |
| ⑳ | DV対策に係る連携体制を整備している市町 | | 20市町(R1) | 41市町 |
| ㉑ | 不当な差別がない社会だと思う人の割合 | | 28.4%(R1) | 現状を上回る |



主な取組

◇ 妊娠・出産期における母子保健等の支援

- ▶ 妊娠から出産・子育てまで切れ目のない相談支援を行うとともに、思いがけない妊娠や不妊・不育等、妊娠や出産に関する悩みを抱える方を支援します。
- ▶ 正常分娩からハイリスク妊産婦・新生児まで対応可能な、周産期医療の充実を図り、県民が安心して子どもを生み育てられる体制を整備します。

◇ 生涯にわたる心身の健康の保持増進への支援

- ▶ がん対策推進条例に基づき、予防や早期発見、医療体制の充実等を推進し、がん罹患者及び死亡者の減少に取り組みます。
- ▶ 食生活の改善やたばこの害の啓発、フレイル対策の強化等により、生活習慣病予防を推進するとともに、歯及び口腔の健康づくり、こころの健康づくり等に取り組みます。

◇ コロナ禍の影響等で困難な状況にある人々への支援

- ▶ コロナ禍で離職した女性や正規雇用を望む女性などへ就業支援やなやみ相談等を行うとともに、ひとり親家庭を対象に、弁護士相談や職業訓練の受講支援等を実施します。
- ▶ 生活保護の適正な実施や生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付、住宅確保給付金の支給等を展開します。

◇ DVや児童・高齢者虐待の防止対策等の推進

- ▶ DV防止に向けた啓発や県女性家庭センターをはじめとする相談体制の充実等により、DVのない社会の実現を目指すとともに、ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」において、性犯罪・性暴力被害者に対する各種相談や医療支援をワンストップで行います。
- ▶ こども家庭センターや市町の相談支援体制を強化するとともに、児童虐待に対する県民の意識を高め、速やかな相談・通告を促す等、防止対策を充実強化します。
- ▶ 高齢者虐待の未然防止や適切な初期対応等のため、市町や関係機関の職員を対象とした研修を実施するとともに、引き続き弁護士会に権利擁護相談窓口を設置します。
- ▶ 青少年愛護条例に基づき、青少年のインターネット利用対策や、児童ポルノ自撮り被害の防止対策等を推進します。

◇ すべての人が安心して生活できる環境の整備

- ▶ ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例に基づき、すべての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができる社会の実現に向けた取組を進めます。

◇ 高齢者、障害者、同和問題の当事者等、複合的に困難な状況にある人々への支援

- ▶ 高齢者、同和問題の当事者であること等に加え、女性であることにより複合的に困難な状況があることに留意し、男女共同参画の視点から多様性を踏まえた人権教育を推進します。
- ▶ 性同一性障害等の性的少数者への人権侵害等が生じないよう、県民向けリーフレットを活用した啓発活動を行うなど、社会における理解促進に努めます。
- ▶ コロナ禍に関連する人権侵害について、正確な情報に基づく冷静な行動や人権への配慮を県民に呼びかけるとともに、インターネット上の悪質な書き込みの監視強化などの取組を進めます。

重点目標 6 次世代への継承

推進方向

若者が自立し、結婚・出産を含めた将来の生活に希望が持てるよう、就労や仲間づくり、出会いづくり等の支援を行い、社会全体で若者を応援します。

また、子ども達が人権尊重や男女共同参画への理解を深めるとともに、長期的展望に立って将来設計を行い、主体的に進路を選択する能力や態度を身につけるよう育成します。

現状・課題

推進項目 14 若者の就労や社会参加と出会いの支援

○パート等の非正規雇用は継続して増加しており、本県では平成29年現在で約92万人と全雇用者の約4割近くを占めています。

特に、10代～20代前半の世代では、非正規雇用の占める割合は全国平均より高くなっており、**本人の希望に基づいた就労**を実現するための支援が必要です。

○「ひきこもり」の長期化・高齢化により社会参加の場が長期間失われることによって生じる本人や社会への悪影響が懸念されています。特に、若者のひきこもりについては、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組が求められます。

○本県の婚姻件数と婚姻率はピーク時（S46：51,705件、11.1%）の半分以下の水準となり、50歳時未婚率も上昇しています。（男性 S45：1.8%→H27：20.5%）（女性 S45：3.3%→H27：14.3%）（国勢調査）

また、平均初婚年齢についても晩婚化が進んでいますが、近年その傾向は鈍化しています。（男性 S45：27.1歳→H27：30.8歳→H30：30.8歳）（女性 S45：24.2歳→H27：29.3歳→H30：29.4歳）（人口動態調査）

○一方で、県民意識調査（H30）によると、未婚者のうち約6割の方が結婚を望んでおり、本人の希望に応じた結婚や出会いの支援に取り組む必要があります。また、コロナ禍において20歳代の結婚への関心が高まっています。

推進項目 15 多様な選択を可能にする教育・学習

○男女共同参画社会を実現し維持していくためには、次世代を担う世代が、**幼少期から人権尊重や男女共同参画についての理解**を深めることが重要です。

他者を思いやる心や自他の生命の尊重、自己肯定感、人間関係を築く力等を養いながら、将来を見通した自己形成ができるよう、適切な教育・学習の機会を充実する必要があります。

○本県の高等学校卒業者の大学進学率は、男性56.9%（全国5位）、女性64.9%（全国3位）と高水準にあります。（R1学校基本調査）

一方で、県内大学の入学者の男女比率は、概ね男性4：女性6であるのに対し、理工学分野の専攻者の男女比率は、概ね男性7：女性3となっており**男女の専攻分野に偏り**が見られます。（R1学校基本調査）

○持続可能な発展の基盤となる**科学技術・学術の振興**や、近年急速に成長している**デジタル・テクノロジー分野の技術開発**やその活用には、**多様な視点や発想**が必要であり、これらの分野における女性活躍が不可欠です。



| 項目 | 数値目標 | 現状値 | 目標値 |
|----|-------------------------|-----------|--------|
| ② | 若者（25～39歳）のうち就業している人の割合 | 85.7%(R1) | 88% |
| ③ | 出会い支援事業による成婚数 | 135組(R1) | 200組 |
| ④ | 大学（理工学分野専攻）入学者の女性割合 | 29.4%(R1) | 現状を上回る |



主な取組

◇ 就労と自立支援、ひきこもり等への支援

- ▶ 学生や既卒者など、主に若年層を対象に人材ニーズに合致したキャリア形成等によるきめ細やかな就職支援や総合的な職業相談を実施するほか、学卒未就職者や非正規雇用者等について、面接準備研修や就労体験等により就職活動を支援します。
- ▶ 兵庫ひきこもり相談支援センターでの電話相談や、県内5カ所に設置した地域ブランチでの電話・面接相談や訪問支援を実施するとともに、地域に潜在するひきこもり者を早期に適切な支援につなげられるよう「ひきこもりサポーター」を育成するなど、ひきこもりの長期化を防ぐため、青少年期からの切れ目のない支援に取り組みます。

◇ 出会い、交流と仲間づくり等の支援

- ▶ 社会全体で結婚を応援するための取組を行う「ひょうご出会いサポートセンター」を拠点として、連携協定を締結した民間婚活事業者のノウハウを活かした出会いイベントの実施やスマホ婚活システム等の充実・強化を図り、結婚を希望する人が、自身の希望に合った人と出会い、結婚に結びつくよう支援します。
- ▶ 少子化や家族の多様化が進むなか、次世代を担う青少年に人や社会と関わる体験活動の機会を提供します。

◇ 男女共同参画の視点に立った教育の推進

- ▶ 人権尊重の理念に対する理解を深め、他者と共生する態度を育成するため、女性（男女共同参画）・子ども（いじめ）・高齢者・障害のある人等、人権に関わる課題に対する教育を推進するとともに、心身の成熟に伴う変化に応じた適切な対応の指導や、中高生が性や生の意識・行動について自ら考え、自己決定することを支援するため、気軽に相談できる場として、地域や学校において「ピアサポートルーム」の設置に取り組みます。
- ▶ 教職員等が男女共同参画の理念を理解し推進できるよう、教育委員会において研修を実施するとともに、女性管理職の積極的な登用、資質・能力を高める研修の実施等に取り組みます。
- ▶ また、各学校の職場研修においても男女共同参画に関する意識啓発を図るとともに、セクシュアルハラスメント等に関する苦情・相談への体制整備に努めます。

◇ 多様な選択を可能にする進路指導の推進

- ▶ 児童生徒が主体的に進路を選択する能力や態度を身につけられるよう、それぞれの発達段階に応じて、適切に指導します。
- ▶ 女子学生・生徒やその保護者が、理学、工学、社会科学、農学、商船など女性入学者数の割合が低い分野にも関心を抱けるよう、女性ロールモデルの情報提供等を行います。

数値目標一覧

| 項 目 | | 現状値 | 目標値 | |
|-----|------------------------------|---|-------------------------|-------------------|
| 1 | 女性の活躍と 兵庫への定着の 推進 | ① 県の審議会における女性委員の割合 (本県調べ) | 33.0%(R2) | 40% |
| | | 女性管理職比率 | | |
| | | ② 民間等(就業構造基本調査) | 15.4%(H29) | 25% |
| | | ③ 県職員 本庁部局長相当職(本県調べ) | 10.3%(R2.4) | 10% |
| | | ④ 県職員 本庁課長相当職(本県調べ) | 17.6%(R2.4) | 20% |
| | | ⑤ 県職員 本庁副課長相当職(本県調べ) | 14.5%(R2.4) | 20% |
| | | ⑥ 初等中等教育機関 教頭以上 (学校基本調査) | 15.1%(R1) | 19% |
| | | ⑦ 20～64歳の女性のうち就業している人の 割合(労働力調査等から推計) | 71.9%(R1) | 75% |
| 2 | 男性の家庭・ 地域への参画と 働き方の見直し | ⑧ 20～24歳の女性の転出入数 (住民基本台帳移動報告) | ▲2,000人 (R1) | ±0人 |
| | | ⑨ 6歳未満の子供がいる世帯の夫の家事・ 育児関連時間(社会生活基本調査) | 85分/日(H28) | 120分/日 |
| | | ⑩ 男性労働者(パートタイムを除く)の 平均実労働時間(賃金構造基本統計調査) | 179時間/月 (R1) | 174時間/月 |
| 3 | ワーク・ライフ・ バランスの推進 | ⑪ 男性県職員の育休取得率(本県調べ) | 12.1%(R1) (希望者の100%) | 30% (希望者の100%) |
| | | ⑫ 労働者(パートタイムを除く)の平均 所定外労働時間(毎月勤労統計調査) | 14.7時間/月 (R1) | 13.2時間/月 |
| | | ⑬ 仕事と生活の調和推進企業認定数 (累計)(本県調べ) | 244社(R1) | 540社 |
| 4 | 互いに支え合う 家庭と地域 | ⑭ 中小企業における多様な働き方の促進等 を支援する「仕事と生活の調和推進環境 整備支援助成金」の支給件数(本県調べ) | 23件/年(R1) | 50件/年 |
| | | ⑮ 待機児童数(本県調べ) | 1,528人(R2.4) | 0人 |
| | | ⑯ 自治会長に占める女性の割合(本県調べ) | 6.5%(R2) | 10% |
| 5 | 安心して生活 できる環境の 整備 | ⑰ 「ひょうご防災リーダー講座」の女性 修了者数(累計)(本県調べ) | 653人(R1) | 1,000人 |
| | | がん検診受診率(国民生活基礎調査) | | |
| | | ⑱ 子宮頸がん | 39.1%(R1) | 50% |
| | | ⑲ 乳がん | 42.2%(R1) | 50% |
| | | ⑳ DV対策に係る連携体制を整備している 市町(本県調べ) | 20市町(R1) | 41市町 |
| 6 | 次世代への継承 | ㉑ 不当な差別がない社会だと思ふ人の割合 (「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査) | 28.4%(R1) | 現状を上回る |
| | | ㉒ 若者(25～39歳)のうち就業している人の 割合(労働力調査等から推計) | 85.7%(R1) | 88% |
| | | ㉓ 出会い支援事業による成婚数(本県調べ) | 135組/年(R1) | 200組/年 |
| | | ㉔ 大学(理工学分野専攻)入学者の女性 割合(学校基本調査) | 29.4%(R1) | 現状を上回る |

参考

第8期男女共同参画審議会 委員名簿

(令和3年1月時点)

| 氏名 | 役職 |
|---------|--|
| 池田 千津美 | 部落解放同盟兵庫県連合会 副委員長 |
| 出石 弥生 | 日本労働組合総連合会兵庫県連合会 副事務局長 |
| 井野瀬 久美恵 | 甲南大学文学部 教授 副会長 |
| 岩下 まゆみ | 公募委員 |
| 岡田 真希子 | 兵庫県女性農漁業士会 会長 |
| 上林 憲雄 | 神戸大学大学院経営学研究科教授 |
| 久保 盛正 | 公募委員 |
| 佐伯 里香 | 株式会社ユーシステム 代表取締役社長 |
| 瀧井 智美 | 株式会社ICB 代表取締役 |
| 友藤 富士子 | 兵庫県連合婦人会 会長 |
| 中川 寿子 | 生活協同組合コープこうべ 常勤理事 (地域活動推進部、広報室、地区本部担当) |
| 中村 衣里 | 弁護士 |
| 野々山 久也 | 甲南大学名誉 教授 会長 |
| 開本 浩矢 | 大阪大学大学院経済学研究科教授 |
| 松岡 健 | 神戸新聞社論説委員 |
| 森下 徹 | 兵庫県経営者協会 常務理事 事務局長 |
| 山崎 清治 | NPO 法人生涯学習サポート兵庫 理事長 |

(敬称略・50音順)

用語解説（五十音順）

【あ行】

| 用語 | 説明 |
|---------------------|---|
| S O G I | 性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字を取った総称。 |
| S D G s (持続可能な開発目標) | 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、Sustainable Development Goalsの略。 17のゴール・169のターゲットから構成され、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す取組。 |
| M字カーブ | 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。 |
| L G B T | レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせた総称。これにQ(クエスチョニング、性自認や性的指向が明確でない人、固定的でない人、定義づけたくない人など)を加え、L G B T Qと表記されることもある。 |

【か行】

| 用語 | 説明 |
|-------------------------|---|
| キャリアプランニング | 自ら希望する生き方、働き方を実現するため、どのような職に就き、どのようなスキルや経験を獲得し仕事を進めていくか、という計画を設計すること。 |
| コーポレートガバナンス・コード(企業統治指針) | 上場企業が行う企業統治においてガイドラインとして参照すべき原則・指針。 |

(さ行)

| 用語 | 説明 |
|----------|--|
| セーフティネット | 病気や事故、災害など、予期せぬ出来事に遭遇した場合や、定年退職のように予想される出来事に備えて、用意された制度。 |

| 用語 | 説明 |
|----------------------|--|
| ジェンダー | 社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）という。 |
| 「女性活躍推進法」に基づく事業主行動計画 | 雇用主としての民間企業等（一般事業主）及び国・地方公共団体（特定事業主）は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍状況の把握・分析を踏まえ、数値目標や取組内容等を盛り込んだ「事業主行動計画」を策定するものとされている。特定事業主及び常時雇用する従業員 301 人以上（R4.4 以降は 101 人以上）の一般事業主は、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。 |
| 女性活躍推進本部 | 県における男女共同参画の着実な推進を図るために、知事を本部長とし、庁内の各部局長、県民局長などで構成する組織。 |
| 積極的改善措置 | 男女が、対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。 |
| セクシュアル・ハラスメント | 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。 |
| SOGI（ソジ、ソギ） （再掲） | 性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字を取った総称。 |

(た行)

| 用語 | 説明 |
|---------------|--|
| 男女共同参画社会づくり条例 | 男女共同参画社会の形成に関し、県、県民、事業者、団体の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的で計画的に推進するために、県が平成 14 年に制定した条例。 |
| 男女共同参画審議会 | 男女共同参画社会づくり条例（平成 14 年兵庫県条例第 11 号）第 9 条第 2 項の規定による男女共同参画計画の決定や変更に関することをはじめ、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項に関することを調査審議するもので、学識者や関係団体の代表者及び公募委員で構成する審議会。 |

| 用語 | 説明 |
|--------------------|--|
| DV（ドメスティック・バイオレンス） | 夫やパートナーなど親しい関係（婚姻関係にない恋人同士を含む。）の間に生じる暴力で、親子間や高齢者と介護家族の間に生じる暴力とは区別される。DV法では、配偶者間（事実婚や元配偶者も含む。）の暴力に限定し、性別は問わないものとしている。一口に「暴力」といっても様々な形態が存在し、暴力は単独で起きることがあるが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっており、また、ある行為が複数の形態に該当する場合もある。 |
| 同性パートナーシップ制度 | 地方自治体が同性カップルの宣誓書を受け取り、受領証の交付等を行う制度。 〔県内では、宝塚市、三田市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、川西市、明石市が導入（R3.1末時点）〕 |

（は行）

| 用語 | 説明 |
|-----------------|---|
| パワハラ（パワーハラスメント） | 次の①～③の要素をすべて満たすものを職場のパワーハラスメントという。 ①優越的な関係に基づいて（優位性を背景に）行われること ②業務の適正な範囲を超えて行われること ③身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、又は就業環境を害すること |
| 配偶者暴力相談支援センター | 配偶者からの暴力の防止や被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介をはじめ、カウンセリング、被害者や同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助などを行うところ。 |
| 兵庫県地域創生戦略 | 少子高齢化の進展や人口減少、東京一極集中等の構造的な課題に対応し、将来にわたり活力ある地域社会を構築していくため、兵庫県地域創生条例第6条に基づき県が策定した戦略。 |
| ピアサポート | 同じような立場、対等な立場の人による支援、仲間同士の支え合い。「ピア（peer）」は英語で、仲間、対等、同輩を意味する。 |

| 用語 | 説明 |
|-----------------|---|
| ひょうご女性の活躍推進会議 | 県において「女性の活躍」を一層促進していくため、平成27年7月に発足した、様々な分野で活躍する女性や経済・労働団体等で構成する組織。社会全体の気運醸成を図るとともに、職場等における意識改革や女性登用の促進を図る。 |
| ひょうご仕事と生活センター | 企業に人材確保や業務効率の向上をもたらす、勤労者に働く意欲や働きがいをもたらす「仕事と生活のバランス」の取組を全県的に推進する拠点として、県が、連合兵庫、県経営者協会との協働により設置したもの。 |
| ひょうご出会いサポートセンター | 少子化の大きな要因とされる「未婚化・晩婚化」への対策として、社会全体で結婚を応援するため、県が平成18年6月に公益財団法人兵庫県青少年本部内に設置した。独身男女の出会いの場を提供する様々な事業を行っている。 |
| フレイル | 加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像。 |
| フレックスタイム制 | 労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度。 |

(や行)

| 用語 | 説明 |
|----------|---|
| ユニバーサル社会 | 年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会のこと。 |

(ら行)

| 用語 | 説明 |
|--------|-----------------|
| ロールモデル | 行動の規範となる存在、お手本。 |

(わ行)

| 用語 | 説明 |
|-------------|--------------------------|
| ワンストップ・サービス | 複数の手続きを一つの窓口で行えるようにすること。 |

ひょうご男女いきいきプラン 2025

～女性に選ばれる活力ある兵庫を目指して～

[第4次兵庫県男女共同参画計画 (R3～7年度)]

兵庫県企画県民部女性青少年局男女家庭課

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL : 078-341-7711 FAX : 078-362-3891

E-mail : danjokatei@pref.hyogo.lg.jp

